

2021年7月12日

各位

一般社団法人 茨木カンツリー倶楽部

理事長 伊藤 勲

昼食時(食堂・東1番/10番茶店)の酒類提供の再開について

大阪府に発出されておりました7月11日を期限とする「まん延防止等重点措置」は8月22日まで延長されましたが、酒類の提供について一部緩和された事を受け、昼食時(食堂・東1番/10番茶店)の酒類の提供を再開致します。

当倶楽部では感染防止策を継続しますが、7月13日より当分の間は下記の要領での倶楽部運営となりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

記

- ・プレー後のパーティールーム(会食)は、利用を中止とします。
- ・2階酒場は、「喫茶ルーム」としてアルコール類を除く飲料に限定して、午後2時から5時までの利用とします。
- ・昼食時(食堂・東1番/10番茶店)のみ、酒類の提供を再開します。[変更]
- ・浴場は、浴槽を使用中止とし、シャワーのみの利用とします。

まだまだ予断を許さない状況が続きますが、ご来場の皆さまの健康と安全の確保を最優先に、今後とも必要な対策を講じて参ります。

なお、今後の感染状況により、倶楽部運営を変更する場合は、倶楽部ホームページ等でお知らせします。

以上